

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第14-21-00003号		
件名	水道記念館展示装置等保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 3月 19日		午後 1時 35分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,170,000 円	主管課	14 企画課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000060500 (株) 乃村工藝社北海道支店		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低 金額	第 2 回	最低 金額	第 3 回	最低 金額	
(株) 乃村工藝社北海道支店							決定
		4,700,000					
(備考)							



a 0 3 1 4 2 1 0 0 0 3 a

業者特定理由書

下記の理由により、業者を特定する。

記

- 1 件名 水道記念館展示装置等保守点検業務
- 2 業者名 株式会社乃村工藝社 北海道支店
- 3 特定理由 当該展示装置機器は、上記業者が企画・製造・設置したものであり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロールし作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知り得ない。
したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

入札（見積）結果調書

令和 3 年度

契約番号	第74-21-00007号		
件名	水質情報管理システム保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 3年 3月 19日	午後 1時 40分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,727,000 円	主管課	74 水質管理センター
	入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	A0000005012 富士通 J a p a n (株) 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位: 円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最 低 金 額	第2回	最 低 金 額	第3回	最 低 金 額	
富士通 J a p a n (株) 北海道支社		1,570,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 水質情報管理システム保守点検業務
- 2 事業者名 富士通Japan株式会社
- 3 特定理由

本システムは自動水質計器で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を、中間サーバを経て収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、良否判断、不具合発生時等の対応を行うものである。

本システムのソフトウェアは著作権法で保護され、富士通Japan(株)がパッケージソフトウェアを本市用にカスタマイズしたものである。また、財務課所管のサーバ機器に当該業者がソフトウェアを組み込み、設置・設定作業を行っているため、本システムのプログラム構造や、データベースサーバにデータを受け渡している中間サーバ（他社サーバ）との連携方法等は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。

従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。